

# 災害事例

## フォークリフトのパレット上で作業中、足を踏み外し墜落（庇取付け工事）

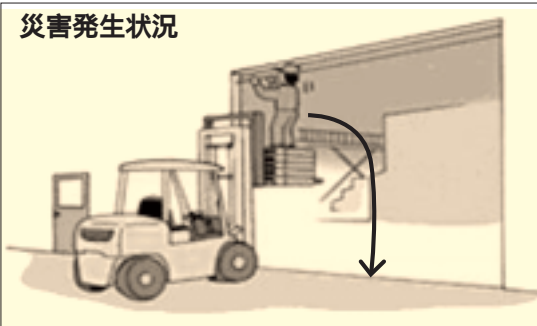
### 【災害の概要】

工事の種類：その他の建設業

災害の種類：墜落・転落

被災者：1人（死亡）

### 災害発生状況



### 【災害発生状況】

この災害は、コンクリート製品製造工場建屋の入口に庇（ヒサシ）を取付ける工事の準備作業中に発生したものである。

災害発生当日の朝、建設会社（以下X社）の作業責任者Aは、作業員B及びCと共に資材を持ってY社の工場に到着した。

しかし、建屋入口の上部（高さ5m）に鳩よけ用のネットが張っており、作業を行うためには、それを取外す必要があった。

そこで、Aは、自分がフォークリフトの運転資格を持っていたので、工場のフォークリフトを足場として利用することを考え、借りてきたフォークリフトのフォークを5段積みにしたパレットに差込み、そのパレット上にBを乗せて、鳩よけ用のネットの取外しができる高さ（地上から約4.5m）にまで上昇させた後、エンジンを止め、Bに作業をさせた。

その後、AとCは、庇の取付け方法を打合せていたが、「アッ」という声があったので振り返ったところ、Bがフォークリフトの近く地面に倒れていた。Bは救急車で病院に搬送されたが死亡した。

X社では、庇の取付け工事を請負った際、高所作業があることが明らかであったにもか

かわらず、Y社と作業床の設置について相談する等必要な機材や作業方法についての検討を十分に行わずに、作業責任者と作業員を現場に派遣していた。

また、BはX社に2カ月前に採用されたが、X社はBに対し墜落防止対策等に関する安全衛生教育を実施していなかった。

### 【災害発生原因】

1. X社は、請負った工事現場の状況に応じて作業に必要な機材や作業方法について十分検討を行わずに、A、B及びCを現場に派遣し、作業員を任せ作業を行わせた。
2. 墜落防止のため、足場を設置し作業床を設ける等の措置を講じていなかったこと。  
X社はAに、高さが約5mでの作業に際し、墜落の恐れがあったにもかかわらず、フォークリフトのフォークに5段積みのパレットを差込み、この上にBを乗せて不安定な状態で作業を行わせたこと。
3. X社は、Bに安全衛生教育を実施せず、墜落の危険のある作業に従事させたこと。

### 【再発防止対策】

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

1. 予め作業計画を作成すること。  
予め作業場所の地形、広さ、高さなどの状況を検討した上で作業方法を決定し、必要な人員、材料、足場等を含めた作業計画を作成して、作業を行わせること。
2. 高所作業では、墜落防止措置を講ずること。  
**【安規第518条】**  
作業用足場の設置、高所作業台、又は高所作業車を準備し、フォークリフトのフォーク上では作業を行わないようにすること。  
**【安規第151条の14】**
3. 安全衛生教育を実施すること。

雇用した作業員に対して、基本的な安全衛生教育を実施するとともに、特に高所での作業に従事させる場合には、予め墜落防止対策、安全帯の使用方法等について教育訓練を行うこと。  
**【安規第35条】**